

肥料公団廃止に伴う金融措置に関する申入れ

肥料公団の廃止に伴い肥料に関する金融が民間の手に委ねられるに
ついては、肥料の生産及び引取を円滑にするため一般金融情勢の窮迫
をも考慮し、左の措置を至急講ぜられたい。

一 生産者に対する金融としては、

(一) スタンプ制度による特殊の肥料手形制度等を創設すること。

(二) 右手形の割引に要する資金は、預金部資金の民間預託又は日本
銀行の再割引によること。(この所要資金は、秋肥のピーク一三

〇億円、春肥のピーク二六〇億円と予想する。)

二 購連の肥料購入資金は農林中央金庫をして融資せしめることとし、

なお、肥料商の金融についても特に配意すること。

三 農民の肥料買入のためには従来の農業手形の一層円滑なる活用を
図ること。

(備考)

肥料手形制度等の実行方式については、関係機関の間に
おいて至急具体的細目を樹立すること。